

## 19世紀マサチューセッツ州における就学の勸奨 —ホレース・マンによる就学勸奨の論理の分析を中心に—

杉 村 美 佳

### はじめに

筆者が参加している就学告諭研究会では、近代日本黎明期において、地域の政治指導者たちによって発せられた、学びに就くことを奨励した文書である就学告諭を約 400 種収集し、その内容分析を行ってきた。こうした研究成果を受け、近年の研究会では、日本の就学告諭や学校設立の動きを欧米と比較し、比較教育史的視点から、日本人の「教育熱心」の特徴を浮き彫りにすることを一つの研究課題としてきた。比較対象国の一つであるアメリカ合衆国（以下、アメリカと略記する）は、例えば、1876（明治 9）年に京都府権知事の榎村正直が、アメリカ諸州の強促就学法に準じて就学法略則九ヶ条を定めたように<sup>1</sup>、明治期日本の就学強制の動きに影響を及ぼした国である。

しかしながら、義務教育法が成立する以前のアメリカにおいては、近代黎明期の日本でみられたような、地域の政治指導者から地域民衆に向けて発せられた学びに就くことを奨励した文書や言説、すなわち、上から下へのベクトルを有する就学告諭の存在は、管見の限り見受けられない。その一方で、マサチューセッツ州の教育委員会年報のように、教育指導者が政治、経済、教育および宗教の各界の指導者や民衆に向けて発した、広く就学を奨励した文書は存在する。

マサチューセッツ州教育委員会年報は、1837 年にマサチューセッツ州初代教育長に就任したホレース・マン（Horace Mann, 1796～1859）を中心に作成され、マサチューセッツ州の公教育改革の課題を州民全体に提示する目的で発行された<sup>2</sup>。マサチューセッツ州では、1830 年代後半から 1850 年代初頭にかけて、合衆国初の義務教育法制定をより確固たるものにするために、州教育長のホレース・マンを中心に、熱心に就学の勸奨が行われていた。マンらは、教育の重要性について教育委員会年報や講話などを通して民衆に訴え、コンモン・スクールへの就学を勧誘してきた<sup>3</sup>。そして、こうした教育委員会年報におけるマンらの強制就学に関する言説は、政治、経済、教育および宗教の各界の指導者や民衆にとって、きわ

1. 京都府教育会編『京都府教育史』上、1938 年、428 頁。

2. 久保義三『教育の経済的生産性と公共性——ホレース・マンとアメリカ公教育思想』東信堂、2004 年、113 頁。

3. 同前、111 頁。

めて効果的であったという<sup>4</sup>。

周知のように、同州は、植民者であるピューリタンが、「民衆のための無月謝および万人共通の教育」を理念とし、民衆の学校教育を教会の設立と同様に最重要視した背景があり<sup>5</sup>、1852年に合衆国初の義務教育法が制定された。そして、そうした義務教育法の制定には、州教育委員会の年報の影響力が大きかったとされる。

このように教育指導者層が就学強制を支持するようになった要因の一つとして、久保義三は、教育の経済的生産性の増大を挙げているが、その他にも教育委員会年報では、より説得力のある強制就学に関する言説が雄弁に語られ、その影響力が大きかったことを明らかにしている<sup>6</sup>。マンらが発した教育委員会年報のうち第5年報は、マサチューセッツ州だけでなく、ニューヨーク州の立法部が18,000部印刷し、州内に広く配布した程、影響力を持つ文書であったという<sup>7</sup>。このように、久保の研究は、ホレス・マンの経済性生産論を中心に、彼の公教育思想の形成過程を綿密に明らかにしており、マンの就学勸奨の論理を検討する上で参考になる。

そこで、本稿では、こうした久保の研究を参考に、アメリカのマサチューセッツ州で合衆国初の義務教育法が制定されるに至るまでに、ホレス・マンら教育指導者が発した就学勸奨に関する言説について明らかにし、最後に近代日米における就学勸奨の論理の異同を考察したい。

マンら教育指導者による就学勸奨の論理の分析にあたっては、マサチューセッツ州教育委員会第5年報、第10年報および第11年報等を史料として用いる。

## 1. マサチューセッツ州における就学勸奨の論理

アメリカ公教育の発達に重要な役割を果たし、義務教育にも論及した代表人物として、先行研究においてマンと共に挙げられるのが、独立初期の政治指導者ジェファソン(Thomas Jefferson, 1743～1826)である。ジェファソンは、「未教育のまままで過ごす子どもの公民権剥奪に対して、両親の奮起を強めること」<sup>8</sup>を提案し、国家が直接的に親に対してその子を就学させるように命令し、統制するという形での義務教育制度を回避し、その代わりにわが子を未教育のまま成人させた時、その子の公民権が剥奪されるという間接的な規定によって、どの親もわが子を就学させるように誘導しようとしたとされる<sup>9</sup>。

4. 同前、223頁、288頁。

5. 同前、40頁。

6. 同前、285頁。

7. 同前、184頁。

8. 梅根悟監修・世界教育史研究会編『世界教育史体系 17 アメリカ教育史 I』講談社、1975年、152頁。

9. 同前。

一方、1837年にマサチューセッツ州にアメリカ最初の教育委員会が設置された際、初代の教育長として就任し、19世紀前半のニューイングランドにおける教育指導者となったホレース・マンは、公教育の発展を阻止している要因は、児童労働による不就学と民衆による教育費支払いの不足にあるという認識の下、子どもの教育を受ける権利について、自然法の原理を根拠に主張したとされる<sup>10</sup>。すなわち、マサチューセッツ州第10年報において、次のように述べている。

自然の秩序や人間の諸関係の中に明白に示されているような神の意志は、この世に生まれるすべての子どもの教育権を、自然法 (natural law) および正義 (equity) の基礎の上に位置づけたのである。すなわち、それは、すべての子どもに対し、すべての家庭的、社会的、市民的、そして道徳的義務を果たすことができ、またできるだけ、そのような素地を養うような教育を受ける権利を、……位置づけたのである<sup>11</sup>。

廃止することのできない自然法によって、すべての子どもは、その教育のために必要とされるだけの財産を社会から継承するのである<sup>12</sup>。

このように、マンは、子どもの受教育権利の行使をも訴えている。マンは、このような子どもの社会的財産を継承する権利や受教育権の保障は、親の権利であり、義務であるとした。すなわち、「自分の子どもを教育することを無視するような両親は、……親としての義務不履行 (non-performance of his parental duties) によって、親としての権利を喪失する (forfeits his parental rights)」<sup>13</sup>と主張し、親の子どもの教育に対する権利意識と自覚を促そうとしていたという。

さらに、マンの就学勸奨には、キリスト教の教義を援用して就学を促す論理もみられる。

……教育の経済的価値への寄与は、注目に値するものではあるが、……天において栄光と幸福を享受するために頼らなければならない教育の価値の前には、それは無意味なものになってしまう<sup>14</sup>。

……教師になるまで彼は教育されなければならない。これに相反するコースは、我々が彼らに彼らの当然の遺産を与えないために、青少年を破滅に導くことになるだろう。その極端にまでいたると、一大虐殺をし、自己の権力を危険にいたらしめた悪王ヘロデの

---

10. 同前。

11. 梅根悟編・久保義三訳『世界教育学名著選 17 ホレース・マン 民衆教育論』明治図書、1973年、19頁。 *Tenth Annual Report of the Board of Education*, Boston, Durrone and Wentworth, State Printers, 1847, p. 112.

12. *ibid.*, p. 125.

13. 前掲『世界教育史体系 17 アメリカ教育史 I』153頁。 *Eleventh Annual Report of the Board of Education*, Boston, Durrone and Wentworth, State Printers, 1848, p. 126.

14. *Fifth Annual Report of Board of Education*, 1842, p.116.

行為になるであろう<sup>15</sup>。次代を担う人たちの知性の啓発を拒否するものたちは、人類を墮落させる罪を犯したことになる!<sup>16</sup>

このように、当初は「強制は、たとえそれが望ましいとしても、有効な手段ではない。強制ではなく啓発こそわれわれの手段である」としていたマンであったが、ヨーロッパ視察旅行の報告では、プロイセン等の義務教育制度の実際にも及び、就学の強制を専制政治の特権として、自由な政府と相容れないとするのは、大きな誤解であるとした。さらに、学校にすべての子どもたちを規則的に就学させたり、強制就学さえ企てることについて、法規制の必要性を強調するようになっていった<sup>17</sup>。マサチューセッツ州は、そもそも植民者であるピューリタンが、「民衆のための無月謝および万人共通の教育を」理念とし、民衆の学校教育を教会の設立と同様に最重要視した背景があったが<sup>18</sup>、マンの強制就学への働きかけによって、義務教育法の制定は確固たるものとなっていった。

以下では、マサチューセッツ州教育委員会第11年報を中心に、マンの就学勸奨の論理を分析してみたい。第11年報(1847年)は、合衆国初の1852年の義務就学制度成立に決定的な影響を与えた重要文書であると評される<sup>19</sup>。第5年報の主題が「教育の経済的効果」であり、マンが実業家に送付した質問状に対する実業家の回答と、それに対するマンの見解が示されていたのに対し、第11年報の主題は、「州を社会的悪徳と犯罪から救い出すコモン・スクールの力」に関する論究であり、州内外の著名な教育者であるジョン・グリスカム、デイヴィッド・ページ、ソロモン・アダムス、ヤコブ・アボット、F. A. アダムス、E. A. アンドリュース、ロジャー・ハワード、カザリン・ビーチャーら8名にマンが送付した質問状に対する回答と、それに対するマンの見解が中心に述べられている。マンの質問状の概要は以下の通りであった。つまり、「もしすべての学校が高度な知的・道徳的資質を備えた教員によって管理され、すべての子どもが4歳から16歳まで毎年10カ月これらの学校に就学するとすれば、あなたたちの指導下にある子どもたちのうちどのくらいが社会に出た時、損失ではなく利益となり、恥辱とならず名誉となるよう教育され、訓練され得ると考えるか」<sup>20</sup>に関して意見を求めたものであった。第11年報においては、社会の悪徳と犯罪を消滅させるために、8名の著名で経験豊かな教員の証言を得て、すべての子どもたちの義務就学制度を実現させようとしたのであった<sup>21</sup>。

---

15. *Tenth Annual Report of the Board of Education*, op.cit., p.123.

16. *ibid.*, p. 125.

17. 前掲『世界教育史体系17 アメリカ教育史I』153頁。*Eleventh Annual Report of the Board of Education*, op.cit., p. 126.

18. 前掲『教育の経済的生産性と公共性』40頁。

19. 同前、231頁。

20. *Eleventh Annual Report of the Board of Education*, op.cit., p. 56.

21. 前掲『教育の経済的生産性と公共性』244頁。

たとえば、カザリン・ビーチャーは、マンからの質問状に対し、マンが提案した義務就学が施行されれば、「……すべての者が社会において尊敬しうる、裕福な構成員となり損じることはないと信じている」<sup>22</sup>と返答したのに対し、マンは、次のような見解を述べ、公立学校システムの意義を主張している。

悪の根源が、人間の魂にあり、意識下にあって元来の要素として人間の気質に組み込まれ、精神そのものの存在の始まりと時を同じくして存在を始め、その成長の根本原理の段階の全てを通してともに成長するものであるのならば、まだ生まれぬヒョウが皮膚より先に斑模様を持ち、卵から生まれぬコカトリスが棘より先に毒を持っていると言うことと同じく、生まれてくる前の全てのアダムの子孫が悪の根源を持っているということになる。これを信じる人々であれば、いや、信じていない人々でも、社会が嘆き苦悶している今、すべての悪徳と罪の 100 分の 99 を追放するような影響力を取り戻して、発揮するであろう実際の変革を伴う公立学校のシステムを信じている<sup>23</sup>。

このように、マンは、ビーチャー女史の回答をもとに、公立学校システムが、社会の悪徳と罪を一掃するものであるとして、就学を勸奨したのであった。

また、続けて次のように述べ、教育は道徳と宗教の精神を涵養するものであり、どんな法律や保釈保障よりも国家を守る上で安全であると主張している。

立派な教育は確かに、どんな法律の執行よりも、保釈保証書よりも安全である。国家は、子どもに教育を与え、道徳と宗教の原理をその心に植え付けることによって、良い振る舞いをするようにさせることで、子どもを道徳と宗教で二重に縛る、あるいは二重に結びつけ（これらは Religion の語源となっている）、彼らが成人した時に、知恵と正義を持って社会的そして政治的な義務を果たさせようとする権利があるのではないだろうか<sup>24</sup>。

さらに、マンは、ペーリーという人物の言葉を引用して、無教育によって、「無知の動物的残忍性」を世に送り出すことの有害性を語っている。

ペーリーは、『教育を受けていない子ども (an uneducated child) を世界に送り出すことは、人間にとって有害なこと (injurious) である。それは凶暴な野良犬 (a mad dog) 又は野生の獣 (a wild beast) を道に放り出すことよりも、少しだけ良いだけである』

22. *Eleventh Annual Report of the Board of Education*, p. 84.

23. *ibid.*, p. 87.

24. *ibid.*, pp. 119-120.

と言った。……悪意ある男は、あらゆる存在した狂犬や野生の獣とは比べものにならないほど、世界に危害を与えるからである。伝染病に対する緊急の治療が必要なことと同じように、伝染する悪徳に対して処方箋が必要である。そして、健全な道徳に基づく隔離の法律は、あらゆる衛生規制で必要なことである<sup>25</sup>。

このように、マンは、無教育の子どもを社会に送り出すことは、野良犬や獣を町に送り出すのと同じくらい有害だと主張した。このペーリーという人物の発言を通して、マンは、すべての子どもの強制就学の根拠となる社会的基盤を、大変雄弁に語らしめた。そして、こうしたマンの就学勧奨の論理が、義務教育法制定の原動力になっていたとされる<sup>26</sup>。

このように、マンは著名な教育家たちの回答とそれに対するマン自身の見解を示した上で、以下のような義務教育法の素案を提示した。

「この決定的な結果、若者の熱意が下がるという、非常に悪い傾向を抑止するための規約は、先行又は特定の規定された条件に当てはまる場合のみに誓約される。これらの条件は、以下の三点である。

- 一、コモン・スクールは、現在のニューイングランドの制度の基本的原則により運営されなければならない。
- 二、コモン・スクールは、非常に学識及び道徳の素質が高い人物により毎年10ヶ月の期間、教育が実施されなければならない。言い換えれば、全ての教師は、現在我々が第1級又は第1ランクとみなしている教員と同様の能力及び素質があるべきである。
- 三、コモンウェルスにおける全ての青少年は、学校に定期的に出席しなければならない。それは、毎年10ヶ月間、4歳から16歳の青少年である」<sup>27</sup>。

この素案によって、マサチューセッツ州が統制する教育制度において、4歳から16歳のすべての子どもは、毎年10か月間、高い能力と素質をもった教師によって教育されるという義務就学の原則が示されたといえよう。そして、こうした教育委員会年報での議論を受け、1852年に合衆国初の義務教育法が、マサチューセッツ州で成立した。その第一条と二条は、以下の通りであった。

第一条 8歳から14歳までの子どもを保護する者は何人も、少なくとも12週間、彼

---

25. *Eleventh Annual Report of the Board of Education*, op.cit., p. 123.

26. 前掲『教育の経済的生産性と公共性』288頁。

27. *Eleventh Annual Report of the Board of Education*, op.cit., p. 88.

の居住している町あるいは市の公立学校に、その子どもを就学させるべきである。もしそのような町あるいは市の公立学校が、閉校されている場合は、何時でも、連続 6 週間、その子どもを就学させるべきである。

第二条 この法律の第一条の規定に違反するものは、何人たりとも告訴や起訴によって、20 ドル以下の科料に処されるものとする<sup>28</sup>。

こうして成立した義務教育法の内容は、マンが構想したよりも、年間の就学期間や学齢の設定において低水準であったが、それには、当時のマサチューセッツ州の工業の発展と児童労働の状況を反映せざるを得なかった内実があるとされる<sup>29</sup>。

このようなマンらによる就学勸奨や就学強制、そして、州による義務教育法の制定を受け、マサチューセッツ州では、1849 年に 193,232 人であった公立学校の全児童数が、1861 年には、224,252 人に増加していった<sup>30</sup>。

こうして、アメリカでは、マサチューセッツ州が義務教育法を制定したのを皮切りに、1870 年代には 14 州、1880 年代には 10 州、1890 年代には 7 州とハワイが加わり、19 世紀末までに南部を除くほとんどすべての州で就学義務の立法化が進んだ<sup>31</sup>。就学義務の立法化に反対する議論は様々な立場から活発に展開されたが、とりわけ強調されたのは、就学義務が「本質的に非アメリカ的」であり、両親の個人的な自由に介入するものであるという批判であった<sup>32</sup>。ペンシルベニア州では、州知事のパチソンが、そうした理由で 1891 年と 1893 年に義務教育法案に拒否権を行使した。しかし、1910 年にインディアナ州の最高裁判所が「両親の最も重要な自然法上の義務の一つは、その子どもを教育するという責任であり、彼の負っている義務は子どもに対するのみならず、共和国に対する義務でもある」<sup>33</sup>と、州の義務教育に対する権限を確認した。

このようなインディアナ州の最高裁判所の判決にも、自然法の原理を根拠に子どもの教育を受ける権利を主張した、マンの就学勸奨の論理が継承されていると考えられる。そして、こうした論議を通じて、子どもの教育を受ける権利は、「両親の個人的な自由」に優先するものであり、これが不当に侵害される場合は、州が法律によってその権利を保障すべきであるという考え方が定着していったようである。

---

28. 前掲『教育の経済的生産性と公共性』288～289頁。

29. 同前、290頁。

30. 同前、292頁。

31. 前掲『世界教育史体系 17 アメリカ教育史 I』211頁。

32. 同前、217頁。

33. 同前、219頁。

## IV. おわりに

以上、本稿では、アメリカのマサチューセッツ州で合衆国初の義務教育法が制定されるに至るまでに、ホレース・マンら教育指導者が発した就学勧奨に関する言説について、主に「親」の視点を中心に分析してきた。最後に、こうしたアメリカの就学の勧奨と明治初期日本の就学告諭の論理を比較してみたい。

「親」を対象とした日本の告諭に焦点を絞ると、例えば長野県の告諭「……受持学区内ニ生徒無クハ取締ノ落度村ニ生徒無クハ戸長世話可方ノ落度、家ニ小学校生徒年齢ノ者有テ就学セザレバ戸主ノ落ド、各職掌ニ依テ勉強セザレバ落度有之也」<sup>34</sup>のように、未就学は、学区取締の落度→戸長の落度→戸主の落度とされ、新しい権力構造の末端的存在として「戸主＝親」を位置付け、就学を勧奨する論理がみられた。また、埼玉県の告諭「父兄として子弟ヲ教育スルヲ知ラス禽獸ニモ不及コト遠シト謂フ可シ」<sup>35</sup>のように、子どもに教育を受けさせない親は禽獣にも劣ると主張し、就学を強く促した事例も見られる。

さらに、京都府の告諭「無筆無学文盲にて今日の用も辨し御法度を犯し心の置處もなくなりて父母兄弟に恥辱をあたへ家をやふるにいたるなり」<sup>36</sup>のように、就学不履行の結末は、「家＝親が傾く」というように、儒教的な家概念の中に「親」を位置付けて就学を告諭した例も見られた。

一方、マサチューセッツ州では、上から下へのベクトルを有する日本の就学告諭のような文書は見受けられなかったが、教育委員会年報のように、教育指導者が政治、経済、教育および宗教の各界の指導者や民衆に向けて発した、広く就学を勧奨する文書は存在していたことが明らかとなった。こうした文書における就学勧奨の主な論理としては、第一に、ジェファーソンのように、親による子どもの公民権剥奪という間接的な規定によって就学を勧奨した事例、第二に、マンにみられたように、「神の意志が子どもの教育権を自然法と正義の上に位置づけた」とし、子どもの教育を受ける権利について、神の意志である自然法の原理を根拠に主張した事例、第三に、子どもの社会的財産を継承する権利や受教育権の保障は、親の権利であり、義務であると勧奨した事例、第四に、キリスト教の教義を援用して就学を促す事例がみられた。こうしたマンの就学勧奨をより詳しく検討すると、教育は道徳と宗教の精神を涵養するものであり、いかなる法律や保釈保障証よりも国家を守る上で安全であるとする論理がみられた。

このように、アメリカのような公民権剥奪や自然法を根拠として子どもの教育権や親の権利、義務を主張する就学勧奨の論理は、日本ではみられない。例えば、1876（明治9）年

34. 江口善次編『豊田村誌』豊田村誌刊行会、1963年。

35. 埼玉県教育委員会編『埼玉県教育史』第3巻、埼玉県教育委員会、1970年。

36. 『郡中小学校記』（発行年不明）京都府立総合資料館蔵。



にマサチューセッツ州をはじめ、アメリカ諸州の強促就学法に準じて定められた先述の京都府の就学法略則九ヶ条と、マサチューセッツ州の義務教育法（1852年）を比較しても、14歳までを義務教育の対象としている点や、3ヶ月間の就学不履行の場合は罰金を科す点では一致しているが、自然法を根拠として就学を促す論理は導入されていない。アメリカにおいて就学勸奨の対象とされた「親」は、あくまでも共和国における一市民、一個人であったのに対し、日本では、天皇→天皇政府→府県→区長→戸長→戸主という新しい権力体制の末端的な存在としての「戸主＝親」であり、儒教的な家制度の中に位置付けられた「親」であったと考えられる。そしてこうした権力構造を後ろ盾に、地方官たちは、権力的・強制的な就学の告諭を行ったと考えられる<sup>37</sup>。

このように、歴史的、文化的、宗教的背景も異なる両者であったが、両国ともに様々な説得力のある説明論理を用いて、子どもたちを学校に行かせるよう、親に対して熱心に就学の勸奨・強制を行っていた点では同様であった。今後は、アメリカ諸州に研究対象を広げ、日米の就学勸奨や就学強制の論理の差異をさらに浮き彫りにしていきたい。

・本研究は、JSPS 科研費基盤研究 (B) 「民衆の学びをめぐる史的交渉についての実証的研究―就学告諭を結節点に」(研究代表川村肇、研究課題番号 22330218) の研究成果の一部である。

---

37. 柏木敦「就学告諭と学制布告書」荒井明夫編『近代日本黎明期における「就学告諭」の研究』東信堂、2008年、70頁。

